

経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |            |                       |     |                    |    |                            |          |          |              |                               |                          |                                                              |                       |    |
|---------------------|------------|-----------------------|-----|--------------------|----|----------------------------|----------|----------|--------------|-------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------|----|
| 整理番号                | 集262090030 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |     | (名称)<br>三次市長 福岡 誠志 |    | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |          |          |              |                               |                          |                                                              |                       |    |
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |     | (氏名又は名称)           |    | (住所又は所在地)                  |          |          |              |                               |                          |                                                              |                       |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |     |                    |    |                            |          |          |              |                               |                          |                                                              |                       |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班  | 小班                 | 地目 | 面積<br>ha                   | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C) | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 1                   | 甲奴町有田字跡ノ城山 | 10295                 | 115 | 1                  | 山林 | 0.41                       | ヒノキ      | 48       | 2026.10.1    | 5年間<br>(2031.9.30)            | 別添1参照                    | 別添2参照                                                        | 別添3参照                 |    |
| 2                   |            |                       |     |                    |    |                            |          |          |              |                               |                          |                                                              |                       |    |
| 3                   |            |                       |     |                    |    |                            |          |          |              |                               |                          |                                                              |                       |    |
| 4                   |            |                       |     |                    |    |                            |          |          |              |                               |                          |                                                              |                       |    |
| 5                   |            |                       |     |                    |    |                            |          |          |              |                               |                          |                                                              |                       |    |

|                     |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
|---------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|-------------------------|-------|-----|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |       |     |    |
| 番号                  | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| 1                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 2                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 3                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 4                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 5                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |

この計画に同意する。  
権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所 (同上) 三次市長 福岡 誠志 印

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 (同上) 印

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。 1/5

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）

甲に対して販売収益、伐採等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |            |       |     | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |                                                                                                                                                                 |
|------|------------|-------|-----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在         | 地番    | 林班  | 小班                    |                                                                                                                                                                 |
| 1    | 甲奴町有田字跡ノ城山 | 10295 | 115 | 1                     | <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> |
| 2    |            |       |     |                       |                                                                                                                                                                 |
| 3    |            |       |     |                       |                                                                                                                                                                 |
| 4    |            |       |     |                       |                                                                                                                                                                 |
| 5    |            |       |     |                       |                                                                                                                                                                 |

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

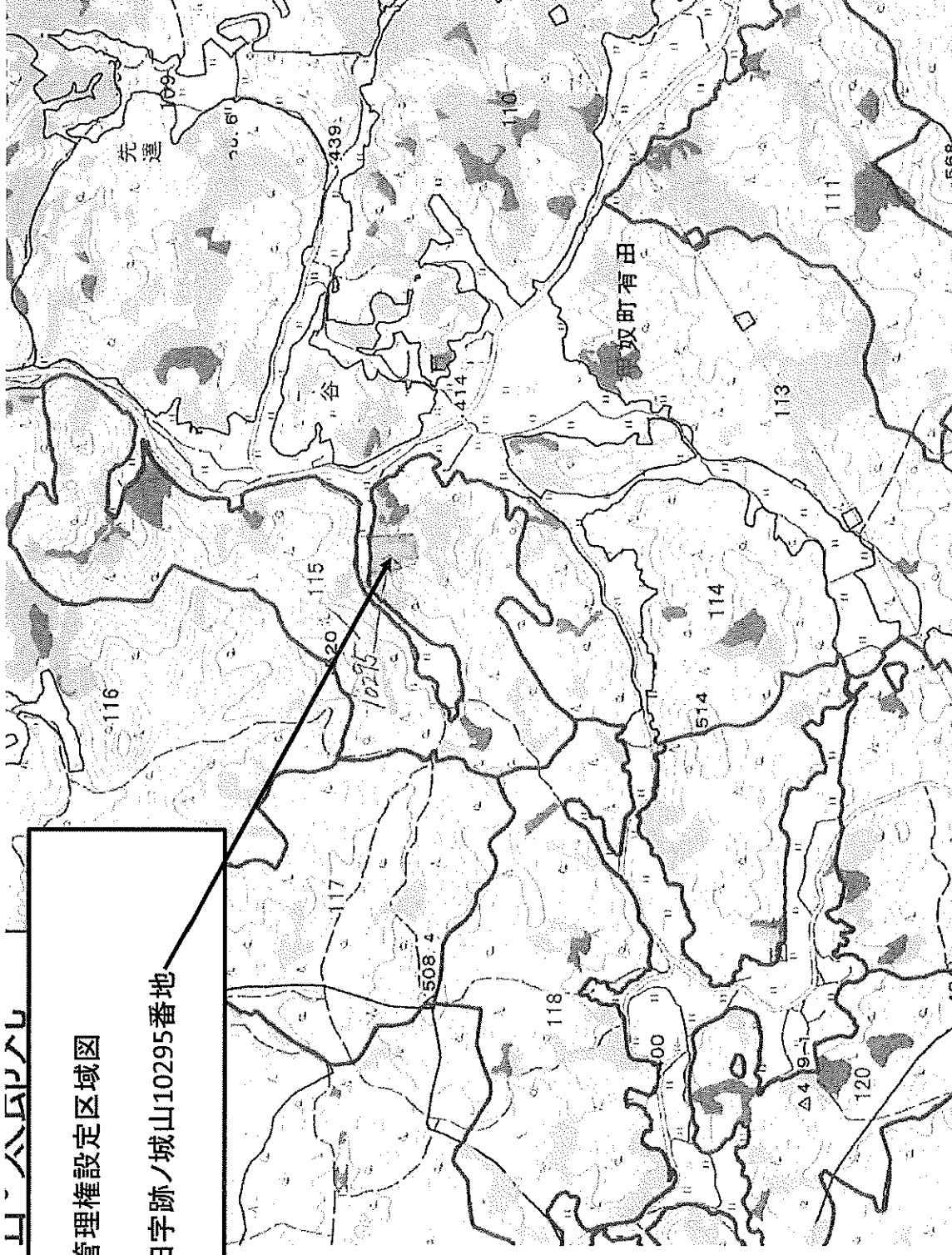
| 対象森林 |            |       |     | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 |                                                                                                                                             |
|------|------------|-------|-----|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在         | 地番    | 林班  | 小班                                                             |                                                                                                                                             |
| 1    | 甲奴町有田字跡ノ城山 | 10295 | 115 | 1                                                              | <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> |
| 2    |            |       |     |                                                                |                                                                                                                                             |
| 3    |            |       |     |                                                                |                                                                                                                                             |
| 4    |            |       |     |                                                                |                                                                                                                                             |
| 5    |            |       |     |                                                                |                                                                                                                                             |

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- (時期)
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- (相手方及び方法)
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

經營管理權設定区域図

甲奴町有田字跡ノ城山10295番地





経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
|---------------------|------------|-----------------------|------------|----------------------------|----|----------|----------|----------|--------------|-------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----|
| 整理番号                | 集262090041 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | 三次市長 福岡 誠志 | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (氏名又は名称)   | (住所又は所在地)                  |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班         | 小班                         | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて<br>行われる経営管理<br>の内容(C) | 木材の販売による収益から伐<br>採等に要する経費を控除して<br>なお利益がある場合において<br>甲に支払われるべき金銭<br>(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時<br>期、相手方及び方法 | 備考 |
| 1                   | 吉舎町安田字平石   | 10632-3               | 93         | 9                          | 山林 | 0.14     | スギ       | 95       | 2026.10.1    | 5年間<br>(2031.9.30)            | 別添1参照                            | 別添2参照                                                                        | 別添3参照                     |    |
| 2                   | 同上         | 同上                    | 同上         | 同上                         | 同上 | 0.29     | ヒノキ      | 46       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                              |                           |    |
| 3                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 4                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 5                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |

|                                                         |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |            |     |    |
|---------------------------------------------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|-------------------------|------------|-----|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)                                     |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |            |     |    |
| 番号                                                      | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類      | 同意印 | 備考 |
| 1                                                       |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |            |     |    |
| 2                                                       |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |            |     |    |
| 3                                                       |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |            |     |    |
| 4                                                       |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |            |     |    |
| 5                                                       |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |            |     |    |
| この計画に同意する。<br>権利の設定を受ける市町村(乙)<br><br>権利を設定する森林の森林所有者(甲) |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |            |     |    |
|                                                         |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 住 所 (同上)                | 三次市長 福岡 誠志 | 印   |    |
|                                                         |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 住 所 (同上)                |            | 印   |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対して、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）

甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |          |         |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |                                                                                                                                                                                                  |
|------|----------|---------|----|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在       | 地番      | 林班 | 小班                    |                                                                                                                                                                                                  |
| 1    | 吉田町安田字平石 | 10632-3 | 92 | 9                     | <input type="radio"/> 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。<br><br><input type="radio"/> 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| 2    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上                    |                                                                                                                                                                                                  |
| 3    |          |         |    |                       |                                                                                                                                                                                                  |
| 4    |          |         |    |                       |                                                                                                                                                                                                  |
| 5    |          |         |    |                       |                                                                                                                                                                                                  |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

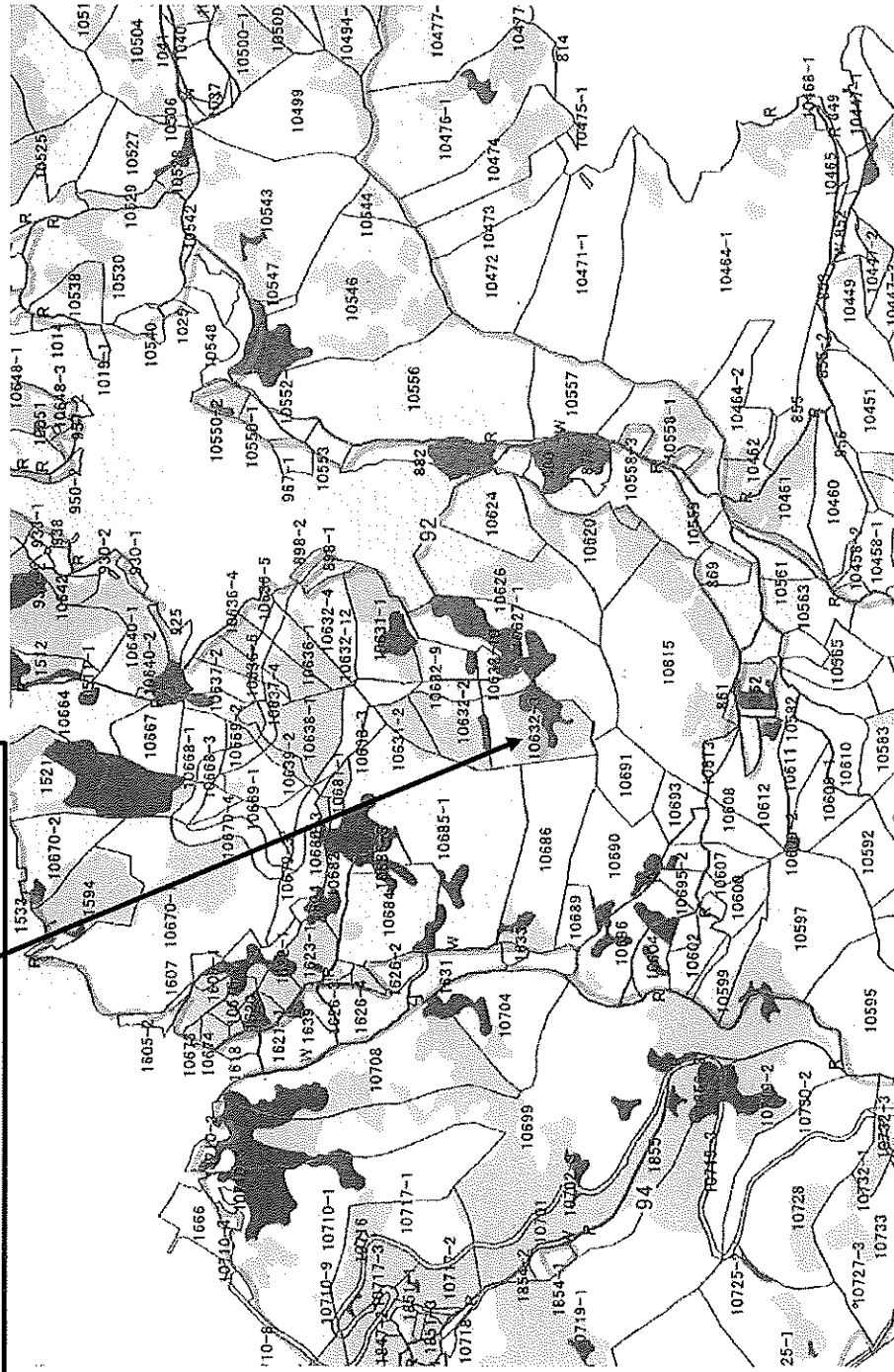
| 対象森林 |          |         |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 |                                                                                                                                                                      |
|------|----------|---------|----|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在       | 地番      | 林班 | 小班                                                             |                                                                                                                                                                      |
| 1    | 吉田町安田字平石 | 10632-3 | 92 | 9                                                              | (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)<br><input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br><br>(2. 留意事項)<br><input type="radio"/> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 |
| 2    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上                                                             |                                                                                                                                                                      |
| 3    |          |         |    |                                                                |                                                                                                                                                                      |
| 4    |          |         |    |                                                                |                                                                                                                                                                      |
| 5    |          |         |    |                                                                |                                                                                                                                                                      |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- (時期)  
☐ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- (相手方及び方法)  
☐ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

# 経営管理権設定区域図

吉舎町安田字平石10632-3





面  
計  
積  
集  
權  
理  
管  
經  
營

## I 個別事項

[illegible]

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) |     |    |    |    |    |          | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E) |          |         |        | 備考    |     |  |
|----------------------|-----|----|----|----|----|----------|--------------------------|----------|---------|--------|-------|-----|--|
| 番号                   | 所 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種                 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |  |
| 1                    |     |    |    |    |    |          |                          |          |         |        |       |     |  |
| 2                    |     |    |    |    |    |          |                          |          |         |        |       |     |  |
| 3                    |     |    |    |    |    |          |                          |          |         |        |       |     |  |
| 4                    |     |    |    |    |    |          |                          |          |         |        |       |     |  |
| 5                    |     |    |    |    |    |          |                          |          |         |        |       |     |  |

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

三次市長 福岡 誠志

印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

所 (同上)

所 (同上)

印

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とする。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記録された面積が著しく事実と相違する場合に( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとにも、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「理沢樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」などと記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定されるところに定められるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対してても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |           |       |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |                                                                                                                                                          |
|------|-----------|-------|----|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在        | 地番    | 林班 | 小班                    |                                                                                                                                                          |
| 1    | 吉舎町安田字国末山 | 10974 | 94 | 7                     | ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。<br><br>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| 2    | 同上        | 同上    | 同上 | 同上                    |                                                                                                                                                          |
| 3    |           |       |    |                       |                                                                                                                                                          |
| 4    |           |       |    |                       |                                                                                                                                                          |
| 5    |           |       |    |                       |                                                                                                                                                          |

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

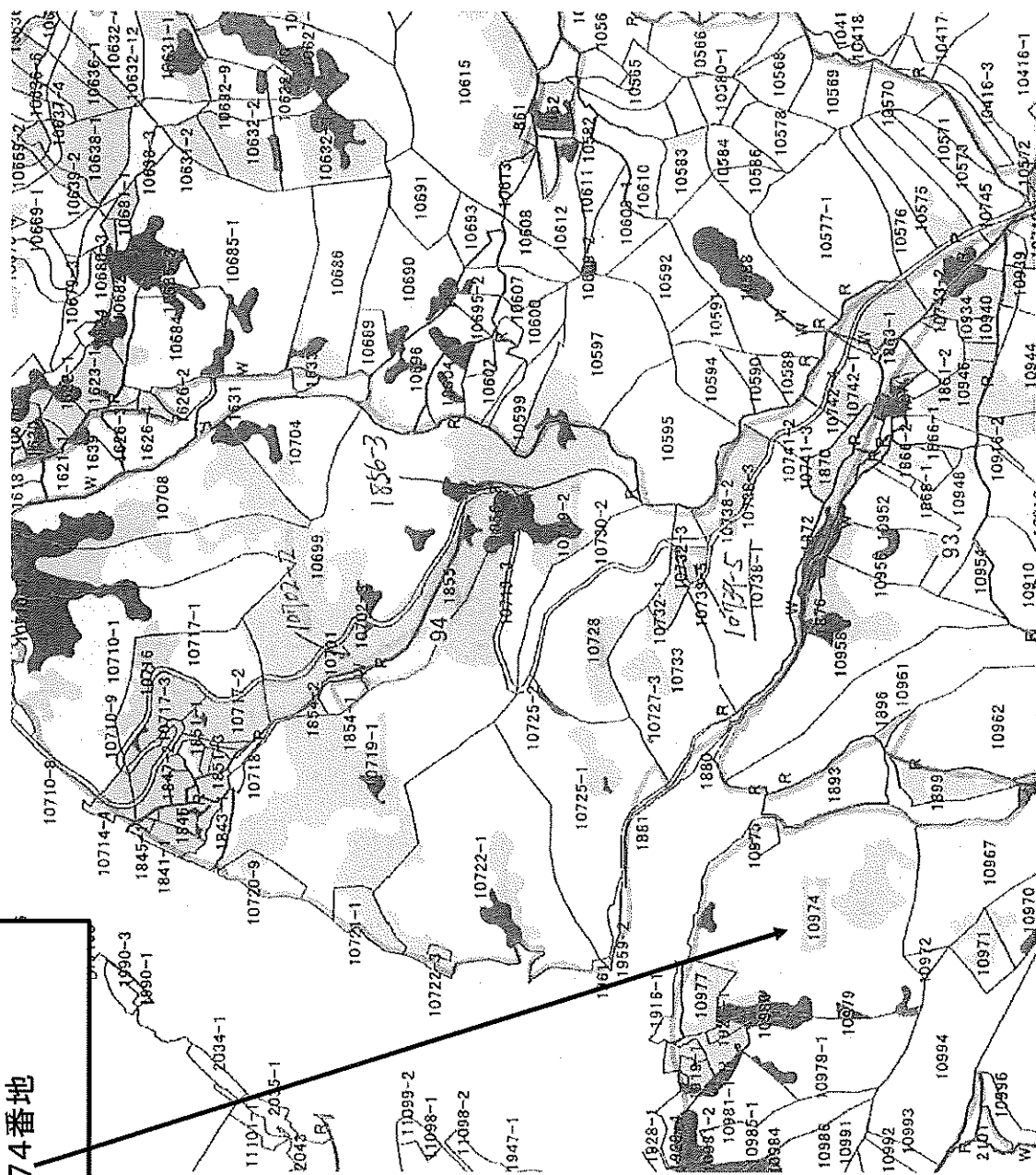
| 対象森林 |           |       |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 |                                                                                                                              |
|------|-----------|-------|----|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在        | 地番    | 林班 | 小班                                                             |                                                                                                                              |
| 1    | 吉舎町安田字国末山 | 10974 | 94 | 7                                                              | (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)<br>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br><br>(2. 留意事項)<br>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 |
| 2    | 同上        | 同上    | 同上 | 同上                                                             |                                                                                                                              |
| 3    |           |       |    |                                                                |                                                                                                                              |
| 4    |           |       |    |                                                                |                                                                                                                              |
| 5    |           |       |    |                                                                |                                                                                                                              |

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 〈時期〉
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- 〈相手方及び方法〉
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

# 經營管理權設定区域図

吉舎町安田字国末山10974番地





経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                             |                           |    |
|---------------------|------------|-----------------------|------------|----------------------------|----|----------|----------|----------|--------------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------|----|
| 整理番号                | 集262090043 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | 三次市長 福岡 誠志 | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                             |                           |    |
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (氏名又は名称)   | (住所又は所在地)                  |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                             |                           |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                             |                           |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班         | 小班                         | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて<br>行われる経営管理<br>の内容(C) | 木材の販売による収益から伐<br>採等に要する経費を控除して<br>甲に支払われるべき金銭<br>(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時<br>期、相手方及び方法 | 備考 |
| 1                   | 吉舎町安田字大山   | 10844-1               | 93         | 4                          | 山林 | 0.13     | スギ       | 68       | 2026.10.1    | 5年間<br>(2031.9.30)            | 別添1参照                            | 別添2参照                                                       | 別添3参照                     |    |
| 2                   | 同上         | 同上                    | 同上         | 同上                         | 同上 | 0.04     | ヒノキ      | 58       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                             |                           |    |
| 3                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                             |                           |    |
| 4                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                             |                           |    |
| 5                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                             |                           |    |

|                     |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
|---------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|-------------------------|-------|-----|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |       |     |    |
| 番号                  | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| 1                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 2                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 3                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 4                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 5                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |

この計画に同意する。  
権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所 (同上) 三次市長 福岡 誠志 印

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 (同上) 印

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。 1/5

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定されるところは、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対してても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）

甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |          |         |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|------|----------|---------|----|-----------------------|
| 番号   | 所在       | 地番      | 林班 | 小班                    |
| 1    | 吉舎町安田字大山 | 10844-1 | 93 | 4                     |
| 2    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上                    |
| 3    |          |         |    |                       |
| 4    |          |         |    |                       |
| 5    |          |         |    |                       |

○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。

○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

| 対象森林 |          |         |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 |
|------|----------|---------|----|----------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在       | 地番      | 林班 | 小班                                                             |
| 1    | 吉舎町安田字大山 | 10844-1 | 93 | 4                                                              |
| 2    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上                                                             |
| 3    |          |         |    |                                                                |
| 4    |          |         |    |                                                                |
| 5    |          |         |    |                                                                |

(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)

○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

(2. 留意事項)

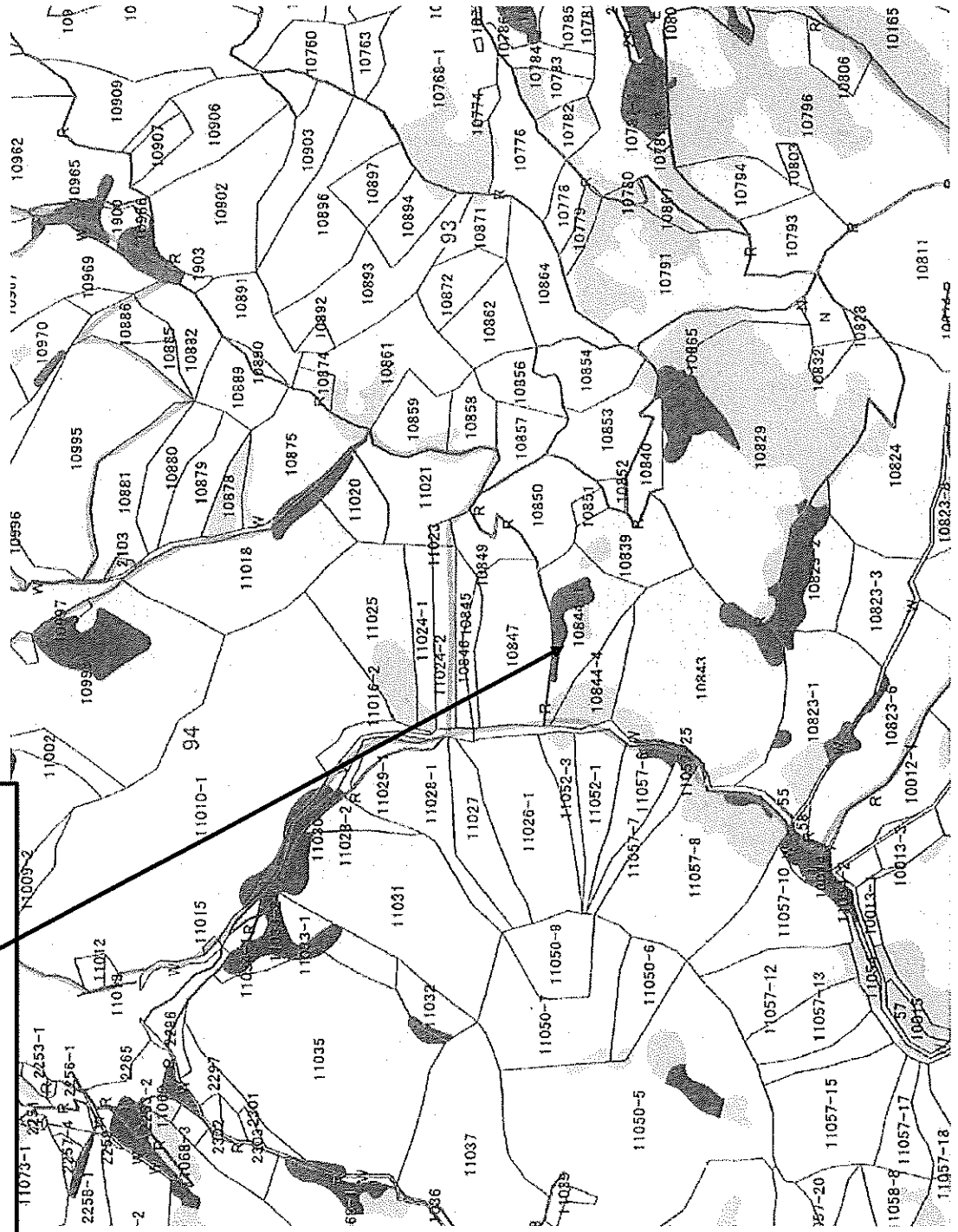
○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 〈時期〉
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- 〈相手方及び方法〉
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

經營管理權設定区域図

吉舎町安田字大山10844-1番地





経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |            |                       |    |    |    |                    |          |                            |              |                               |                                  |                                                                              |                               |    |
|---------------------|------------|-----------------------|----|----|----|--------------------|----------|----------------------------|--------------|-------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----|
| 整理番号                | 集262090044 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |    |    |    | (名称)<br>三次市長 福岡 誠志 |          | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |              |                               |                                  |                                                                              |                               |    |
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |    |    |    | (氏名又は名称)           |          | (住所又は所在地)                  |              |                               |                                  |                                                                              |                               |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |    |    |    |                    |          |                            |              |                               |                                  |                                                                              |                               |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha           | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢                   | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて<br>行われる経営管理<br>の内容(C) | 木材の販売による収益から伐<br>採等に要する経費を控除して<br>なお利益がある場合において<br>甲に支払われるべき金銭<br>(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法 | 備考 |
| 1                   | 吉舎町安田字和田   | 10496-1               | 92 | 1  | 山林 | 0.04               | スギ       | 46                         | 2026.10.     | 5年間<br>(2031.9.30)            | 別添1参照                            | 別添2参照                                                                        | 別添3参照                         |    |
| 2                   | 同上         | 同上                    | 同上 | 同  | 同  | 0.17               | ヒノキ      | 46                         | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                              |                               |    |
| 3                   |            |                       |    |    |    |                    |          |                            |              |                               |                                  |                                                                              |                               |    |
| 4                   |            |                       |    |    |    |                    |          |                            |              |                               |                                  |                                                                              |                               |    |
| 5                   |            |                       |    |    |    |                    |          |                            |              |                               |                                  |                                                                              |                               |    |

|                                                                                        |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|-------------------------|-------|-----|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)                                                                    |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |       |     |    |
| 番号                                                                                     | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| 1                                                                                      |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 2                                                                                      |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 3                                                                                      |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 4                                                                                      |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 5                                                                                      |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| [この計画に同意する。<br>権利の設定を受ける市町村(乙) 住 所 (同上) 三次市長 福岡 誠志 印<br>権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住 所 (同上) 印] |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続による。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。 1/5

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対してても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |          |         |    |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容                                                                                                                                |
|------|----------|---------|----|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在       | 地番      | 林班 | 小班 | ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。<br>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| 1    | 吉舎町安田字和田 | 10496-1 | 92 | 1  |                                                                                                                                                      |
| 2    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上 |                                                                                                                                                      |
| 3    |          |         |    |    |                                                                                                                                                      |
| 4    |          |         |    |    |                                                                                                                                                      |
| 5    |          |         |    |    |                                                                                                                                                      |

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合に甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

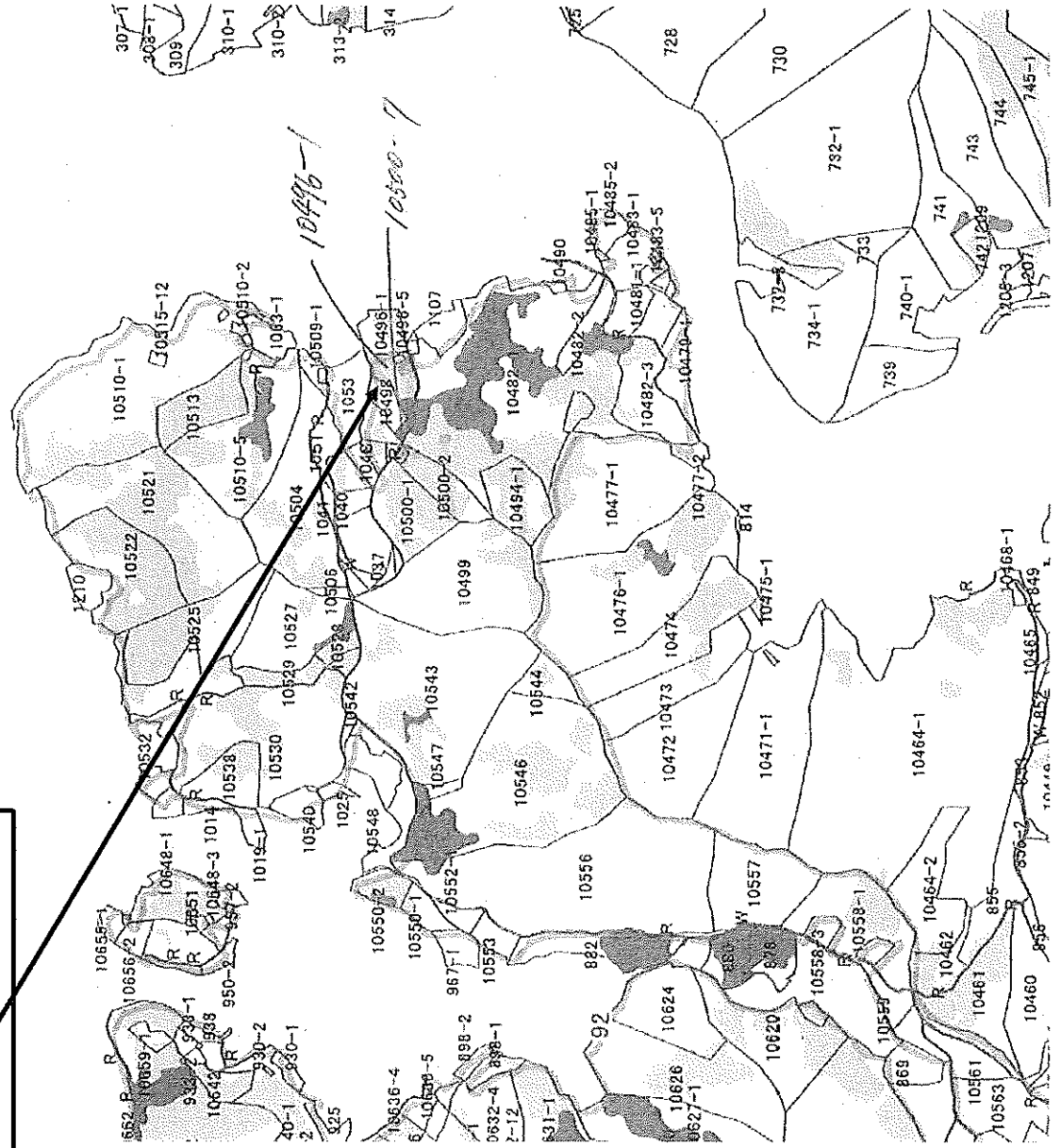
| 対象森林 |          |         |    |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合に甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法                                                              |
|------|----------|---------|----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在       | 地番      | 林班 | 小班 | (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)<br>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br>(2. 留意事項)<br>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 |
| 1    | 吉舎町安田字和田 | 10496-1 | 92 | 1  |                                                                                                                          |
| 2    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上 |                                                                                                                          |
| 3    |          |         |    |    |                                                                                                                          |
| 4    |          |         |    |    |                                                                                                                          |
| 5    |          |         |    |    |                                                                                                                          |

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 〈時期〉  
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- 〈相手方及び方法〉  
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

經營管理權設定区域図

古舎町安田字和田10496-1番地





経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                             |                               |    |
|---------------------|------------|-----------------------|------------|----------------------------|----|----------|----------|----------|--------------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------|----|
| 整理番号                | 集262090045 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | 三次市長 福岡 誠志 | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                             |                               |    |
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (氏名又は名称)   | (住所又は所在地)                  |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                             |                               |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                             |                               |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班         | 小班                         | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて<br>行われる経営管理<br>の内容(C) | 木材の販売による収益から伐<br>採等に要する経費を控除して<br>甲に支払われるべき金銭<br>(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法 | 備考 |
| 1                   | 吉舎町安田字八幡迫  | 1521                  | 92         | 11                         | 山林 | 0.21     | スギ       | 48       | 2026.10.1    | 5年間<br>(2031.9.30)            | 別添1参照                            | 別添2参照                                                       | 別添3参照                         |    |
| 2                   | 同上         | 同上                    | 同上         | 同上                         | 同上 | 0.19     | ヒノキ      | 48       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                             |                               |    |
| 3                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                             |                               |    |
| 4                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                             |                               |    |
| 5                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                             |                               |    |

|                               |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |  |  |
|-------------------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|-------------------------|-------|-----|----|--|--|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)           |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |       |     |    |  |  |
| 番号                            | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |  |  |
| 1                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |  |  |
| 2                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |  |  |
| 3                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |  |  |
| 4                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |  |  |
| 5                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |  |  |
| この計画に同意する。<br>権利の設定を受ける市町村(乙) |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |  |  |
| 権利を設定する森林の森林所有者(甲)            |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |  |  |
| 住 所 (同上) 三次市長 福岡 誠志 印         |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |  |  |
| 住 所 (同上) 印                    |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |  |  |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続によること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。 1/5

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定されるところは、1の個別事項に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対して、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるとき、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）

甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |           |      |    |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容                                                                                                                                                                            |
|------|-----------|------|----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在        | 地番   | 林班 | 小班 |                                                                                                                                                                                                  |
| 1    | 吉舎町安田字八幡迫 | 1521 | 92 | 11 | <input type="radio"/> 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。<br><br><input type="radio"/> 乙は、火災、害虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| 2    | 同上        | 同上   | 同上 | 同上 |                                                                                                                                                                                                  |
| 3    |           |      |    |    |                                                                                                                                                                                                  |
| 4    |           |      |    |    |                                                                                                                                                                                                  |
| 5    |           |      |    |    |                                                                                                                                                                                                  |

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

| 対象森林 |           |      |    |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法                                                                                                       |
|------|-----------|------|----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在        | 地番   | 林班 | 小班 |                                                                                                                                                                      |
| 1    | 吉舎町安田字八幡迫 | 1521 | 92 | 11 | (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)<br><input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br><br>(2. 留意事項)<br><input type="radio"/> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 |
| 2    | 同上        | 同上   | 同上 | 同上 |                                                                                                                                                                      |
| 3    |           |      |    |    |                                                                                                                                                                      |
| 4    |           |      |    |    |                                                                                                                                                                      |
| 5    |           |      |    |    |                                                                                                                                                                      |

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 〈時期〉  
☐ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- 〈相手方及び方法〉  
☐ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

扣金町安田字八幡迫1521番地





# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

| 整<br>理<br>番<br>号    | 集262090048 | 経営管理権の設定を受ける<br>市町村（乙）    |    | (名称)<br>三次市長 福岡 誠志 |    | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |          |          |              |                               |                                  |                                                                               |                                   |    |
|---------------------|------------|---------------------------|----|--------------------|----|----------------------------|----------|----------|--------------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----|
|                     |            | 経営管理権を設定する森林<br>の森林所有者（甲） |    | (氏名又は名称)           |    | (住所又は所在地)                  |          |          |              |                               |                                  |                                                                               |                                   |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林（A） |            |                           |    |                    |    |                            |          |          |              |                               |                                  |                                                                               |                                   |    |
| 番号                  | 所 在        | 地番                        | 林班 | 小班                 | 地目 | 面積<br>ha                   | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて<br>行われる経営管理<br>の内容（C） | 木材の販売による収益から伐<br>採等に要する経費を控除して<br>なお利益がある場合において<br>甲に支払われるべき金銭<br>(D) の額の算定方法 | 乙が甲にDを<br>支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法 | 備考 |
| 1                   | 吉舎町安田字大山   | 10765-1                   | 93 | 1                  | 山林 | 0.15                       | スギ       | 52       | 2026.10.1    | 5年間<br>(2031.9.30)            | 別添1 参照                           | 別添2 参照                                                                        | 別添3 参照                            |    |
| 2                   | 同上         | 10781-1                   | 93 | 2                  | 同上 | 0.22                       | スギ       | 54       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                               |                                   |    |
| 3                   | 同上         | 同上                        | 同上 | 同上                 | 同上 | 0.22                       | ヒノキ      | 54       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                               |                                   |    |
| 4                   | 同上         | 10796                     | 93 | 2                  | 同上 | 0.01                       | スギ       | 53       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                               |                                   |    |
| 5                   | 同上         | 同上                        | 同上 | 同上                 | 同上 | 1.25                       | ヒノキ      | 53       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                               |                                   |    |
| 6                   | 同上         | 10801                     | 93 | 2                  | 同上 | 0.05                       | スギ       | 51       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                               |                                   |    |
| 7                   | 同上         | 同上                        | 同上 | 同上                 | 同上 | 0.09                       | ヒノキ      | 51       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                               |                                   |    |
| 8                   | 同上         | 10823-2                   | 93 | 3                  | 同上 | 0.26                       | スギ       | 58       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                               |                                   |    |
| 9                   | 同上         | 同上                        | 同上 | 同上                 | 同上 | 0.02                       | ヒノキ      | 58       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                               |                                   |    |
| 10                  | 同上         | 10829                     | 93 | 4                  | 同上 | 0.30                       | スギ       | 58       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                               |                                   |    |
| 11                  | 同上         | 同上                        | 同上 | 同上                 | 同上 | 1.31                       | ヒノキ      | 58       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                               |                                   |    |
| 12                  | 吉舎町安田字七曲   | 39                        | 93 | 2                  | 同上 | 0.20                       | ヒノキ      | 46       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                               |                                   |    |

| 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |    |    |    |    |    |          |          |          |         |
|-------------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|
| 番号                      | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 |
| 1                       |    |    |    |    |    |          |          |          |         |

この計画に同意する。  
権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 (同上) 三 次 市 長 福 岡 誠 志  
住 所 (同上)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書き下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定されるところに定められるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）

甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |          |         |    |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容                                                                                                                                           |
|------|----------|---------|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在       | 地番      | 林班 | 小班 |                                                                                                                                                                 |
| 1    | 吉倉町安田字大山 | 10765-1 | 93 | 1  | <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> |
| 2    | 同上       | 10781-1 | 93 | 2  |                                                                                                                                                                 |
| 3    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上 |                                                                                                                                                                 |
| 4    | 同上       | 10796   | 93 | 2  |                                                                                                                                                                 |
| 5    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上 |                                                                                                                                                                 |
| 6    | 同上       | 10801   | 93 | 2  |                                                                                                                                                                 |
| 7    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上 |                                                                                                                                                                 |
| 8    | 同上       | 10823-2 | 93 | 3  |                                                                                                                                                                 |
| 9    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上 |                                                                                                                                                                 |
| 10   | 同上       | 10829   | 93 | 4  |                                                                                                                                                                 |
| 11   | 同上       | 同上      | 同上 | 同上 |                                                                                                                                                                 |
| 12   | 吉倉町安田字七曲 | 39      | 93 | 2  |                                                                                                                                                                 |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

| 対象森林 |          |         |    |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法                                                                              |
|------|----------|---------|----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在       | 地番      | 林班 | 小班 |                                                                                                                                             |
| 1    | 吉倉町安田字大山 | 10765-1 | 93 | 1  | <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> |
| 2    | 同上       | 10781-1 | 93 | 2  |                                                                                                                                             |
| 3    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上 |                                                                                                                                             |
| 4    | 同上       | 10796   | 93 | 2  |                                                                                                                                             |
| 5    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上 |                                                                                                                                             |
| 6    | 同上       | 10801   | 93 | 2  |                                                                                                                                             |
| 7    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上 |                                                                                                                                             |
| 8    | 同上       | 10823-2 | 93 | 3  |                                                                                                                                             |
| 9    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上 |                                                                                                                                             |
| 10   | 同上       | 10829   | 93 | 4  |                                                                                                                                             |
| 11   | 同上       | 同上      | 同上 | 同上 |                                                                                                                                             |
| 12   | 吉倉町安田字七曲 | 39      | 93 | 2  |                                                                                                                                             |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- (時期)
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- (相手方及び方法)
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

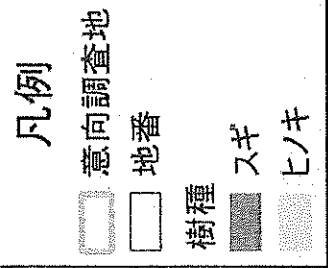
(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

田安町 39番地





経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |              |                       |    |                    |    |                            |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
|---------------------|--------------|-----------------------|----|--------------------|----|----------------------------|----------|----------|--------------|-------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----|
| 整理番号                | 集262090049   | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |    | (名称)<br>三次市長 福岡 誠志 |    | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
|                     |              | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |    | (氏名又は名称)           |    | (住所又は所在地)                  |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |              |                       |    |                    |    |                            |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 番号                  | 所在           | 地番                    | 林班 | 小班                 | 地目 | 面積<br>ha                   | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて<br>行われる経営管理<br>の内容(C) | 木材の販売による収益から伐<br>採等に要する経費を控除して<br>なお利益がある場合において<br>甲に支払われるべき金銭<br>(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時<br>期、相手方及び方法 | 備考 |
| 1                   | 吉倉町安田字大久保山ノ北 | 10721-1               | 94 | 4                  | 山林 | 0.15                       | ヒノキ      | 46       | 2026.10.1    | 5年間<br>(2031.9.30)            | 別添1参照                            | 別添2参照                                                                        | 別添3参照                     |    |
| 2                   |              |                       |    |                    |    |                            |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 3                   |              |                       |    |                    |    |                            |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 4                   |              |                       |    |                    |    |                            |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 5                   |              |                       |    |                    |    |                            |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |

|                     |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |  |    |
|---------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|-------------------------|-------|-----|--|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |       |     |  | 備考 |
| 番号                  | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類 | 同意印 |  |    |
| 1                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |  |    |
| 2                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |  |    |
| 3                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |  |    |
| 4                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |  |    |
| 5                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |  |    |

この計画に同意する。  
権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上) 三次市長 福岡 誠志 印

住 所(同上) 印

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。 1/5

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定されるところは、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |              |         |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|------|--------------|---------|----|-----------------------|
| 番号   | 所在           | 地番      | 林班 | 小班                    |
| 1    | 吉舎町安田字大久保山ノ北 | 10721-1 | 94 | 4                     |
| 2    |              |         |    |                       |
| 3    |              |         |    |                       |
| 4    |              |         |    |                       |
| 5    |              |         |    |                       |

○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施設の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。

○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合に甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

| 対象森林 |              |         |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合に甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 |
|------|--------------|---------|----|--------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在           | 地番      | 林班 | 小班                                                           |
| 1    | 吉舎町安田字大久保山ノ北 | 10721-1 | 94 | 4                                                            |
| 2    |              |         |    |                                                              |
| 3    |              |         |    |                                                              |
| 4    |              |         |    |                                                              |
| 5    |              |         |    |                                                              |

(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)

○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

(2. 留意事項)

○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- (時期)
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- (相手方及び方法)
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

吉倉町安田字大久保山ノ北10721-1番地





経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |            |                       |                    |    |    |            |          |          |                            |                               |                          |                                                              |                       |    |
|---------------------|------------|-----------------------|--------------------|----|----|------------|----------|----------|----------------------------|-------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------|----|
| 整理番号                | 集262090050 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙) |    |    | 三次市長 福岡 誠志 |          |          | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |                               |                          |                                                              |                       |    |
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | 経営管理権を設定する森林(甲)    |    |    | (氏名又は名称)   |          |          | (住所又は所在地)                  |                               |                          |                                                              |                       |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |                    |    |    |            |          |          |                            |                               |                          |                                                              |                       |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班                 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha   | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 経営管理権<br>の始期               | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C) | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 1                   | 吉舎町安田字寺迫ノ東 | 10672                 | 同上                 | 同上 | 山林 | 0.04       | スギ       | 57       | 2026.10.1                  | 5年間<br>(2031.9.30)            | 別添1参照                    | 別添2参照                                                        | 別添3参照                 |    |
| 2                   | 同上         |                       |                    |    | 同上 | 0.10       | ヒノキ      | 57       | 同上                         | 同上                            |                          |                                                              |                       |    |
| 3                   |            |                       |                    |    |    |            |          |          |                            |                               |                          |                                                              |                       |    |
| 4                   |            |                       |                    |    |    |            |          |          |                            |                               |                          |                                                              |                       |    |
| 5                   |            |                       |                    |    |    |            |          |          |                            |                               |                          |                                                              |                       |    |

|                               |    |    |    |    |    |          |          |          |         |        |       |                         |    |  |  |
|-------------------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|--------|-------|-------------------------|----|--|--|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)           |    |    |    |    |    |          |          |          |         |        |       | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |    |  |  |
| 番号                            | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印                     | 備考 |  |  |
| 1                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |        |       |                         |    |  |  |
| 2                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |        |       |                         |    |  |  |
| 3                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |        |       |                         |    |  |  |
| 4                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |        |       |                         |    |  |  |
| 5                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |        |       |                         |    |  |  |
| この計画に同意する。<br>権利の設定を受ける市町村(乙) |    |    |    |    |    |          |          |          |         |        |       |                         |    |  |  |
| 権利を設定する森林の森林所有者(甲)            |    |    |    |    |    |          |          |          |         |        |       |                         |    |  |  |
| 住 所 (同上) 三次市長 福岡 誠志 印         |    |    |    |    |    |          |          |          |         |        |       |                         |    |  |  |
| 住 所 (同上) 印                    |    |    |    |    |    |          |          |          |         |        |       |                         |    |  |  |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあることを認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）

甲に対して販売収益、伐採等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |            |       |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |                                                                                                                                                                                                  |
|------|------------|-------|----|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在         | 地番    | 林班 | 小班                    |                                                                                                                                                                                                  |
| 1    | 吉舎町安田字寺迫ノ東 | 10672 | 92 | 12                    | <input type="radio"/> 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。<br><br><input type="radio"/> 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| 2    | 同上         | 同上    | 同上 | 同上                    |                                                                                                                                                                                                  |
| 3    |            |       |    |                       |                                                                                                                                                                                                  |
| 4    |            |       |    |                       |                                                                                                                                                                                                  |
| 5    |            |       |    |                       |                                                                                                                                                                                                  |

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

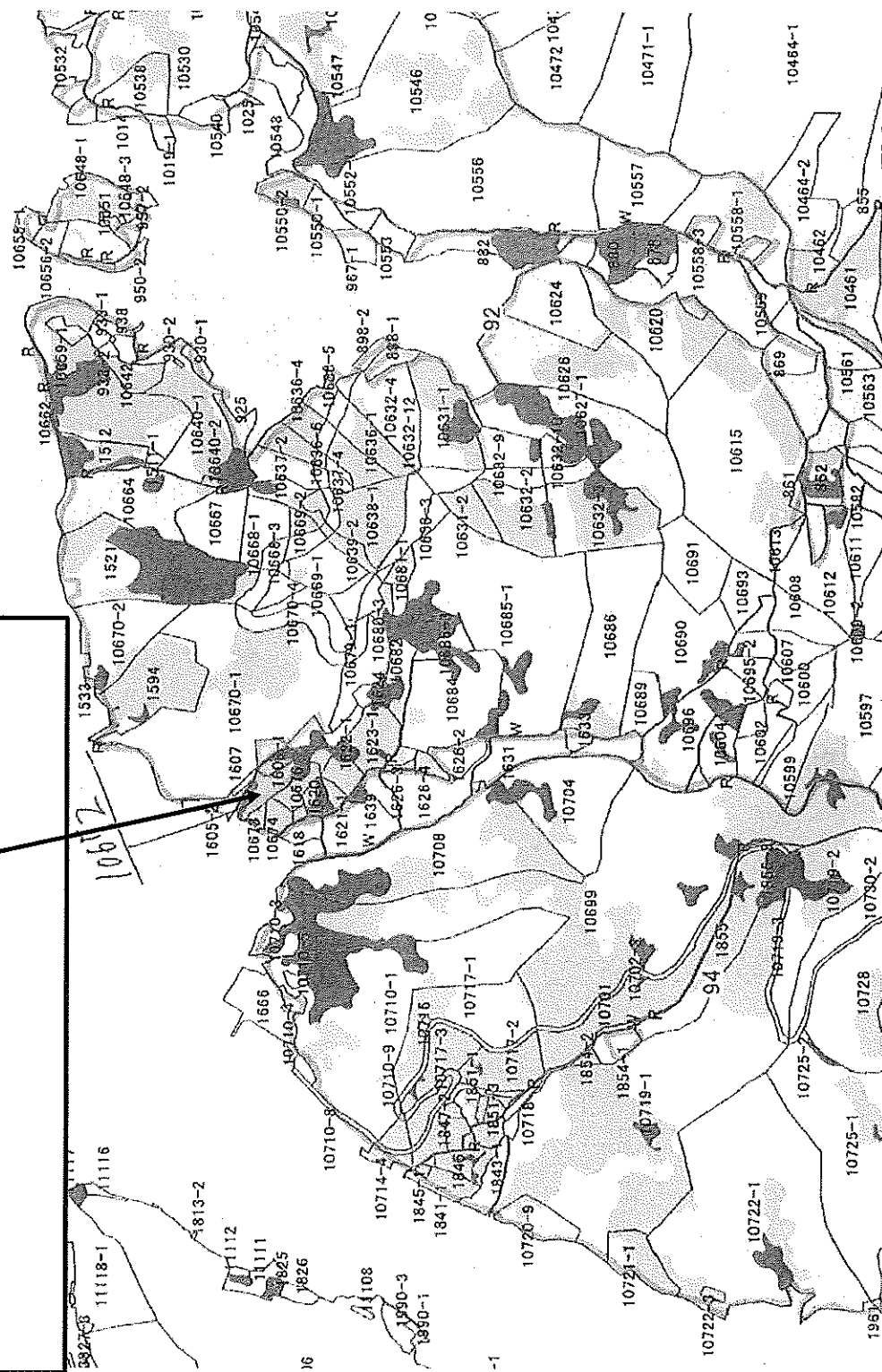
| 対象森林 |            |       |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 |                                                                                                                                                                      |
|------|------------|-------|----|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在         | 地番    | 林班 | 小班                                                             |                                                                                                                                                                      |
| 1    | 吉舎町安田字寺迫ノ東 | 10672 | 92 | 12                                                             | (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)<br><input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br><br>(2. 留意事項)<br><input type="radio"/> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 |
| 2    | 同上         | 同上    | 同上 | 同上                                                             |                                                                                                                                                                      |
| 3    |            |       |    |                                                                |                                                                                                                                                                      |
| 4    |            |       |    |                                                                |                                                                                                                                                                      |
| 5    |            |       |    |                                                                |                                                                                                                                                                      |

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 〈時期〉  
☐ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- 〈相手方及び方法〉  
☐ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

經營管理權設定区域図

吉舎町安田字寺迫ノ東10672番地





経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |             |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                          |                       |    |
|---------------------|-------------|-----------------------|------------|----------------------------|----|----------|----------|----------|--------------|-------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----|
| 整理番号                | 集2620900051 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | 三次市長 福岡 誠志 | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                          |                       |    |
|                     |             | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (氏名又は名称)   | (住所又は所在地)                  |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                          |                       |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |             |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                          |                       |    |
| 番号                  | 所在          | 地番                    | 林班         | 小班                         | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて<br>行われる経営管理<br>の内容(C) | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して<br>なお利益がある場合において<br>甲に支払われるべき金銭<br>(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 1                   | 吉舎町安田字平石    | 10642                 | 92         | 9                          | 山林 | 0.10     | ヒノキ      | 62       | 2026.10.1    | 5年間<br>(2031.9.30)            | 別添1参照                            | 別添2参照                                                                    | 別添3参照                 |    |
| 2                   | 吉舎町安田字八幡迫   | 1512                  | 92         | 9                          | 同上 | 0.12     | スギ       | 46       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                          |                       |    |
| 3                   | 同上          | 同上                    | 同上         | 同上                         | 同上 | 0.06     | ヒノキ      | 46       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                          |                       |    |
| 4                   |             |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                          |                       |    |
| 5                   |             |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                          |                       |    |

|                               |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
|-------------------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|-------------------------|-------|-----|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)           |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |       |     |    |
| 番号                            | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| 1                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 2                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 3                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 4                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 5                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| この計画に同意する。<br>権利の設定を受ける市町村(乙) |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 権利を設定する森林の森林所有者(甲)            |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 住 所 (同上) 三次市長 福岡 誠志 印         |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 住 所 (同上) 印                    |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがある場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）

甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |           |       |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|------|-----------|-------|----|-----------------------|
| 番号   | 所在        | 地番    | 林班 | 小班                    |
| 1    | 吉舎町安田字平石  | 10642 | 92 | 9                     |
| 2    | 吉舎町安田字八幡迫 | 1512  | 92 | 9                     |
| 3    | 同上        | 同上    | 同上 | 同上                    |
| 4    |           |       |    |                       |
| 5    |           |       |    |                       |

○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。

○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

| 対象森林 |           |       |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 |
|------|-----------|-------|----|----------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在        | 地番    | 林班 | 小班                                                             |
| 1    | 吉舎町安田字平石  | 10642 | 92 | 9                                                              |
| 2    | 吉舎町安田字八幡迫 | 1512  | 92 | 9                                                              |
| 3    | 同上        | 同上    | 同上 | 同上                                                             |
| 4    |           |       |    |                                                                |
| 5    |           |       |    |                                                                |

(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)  
○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

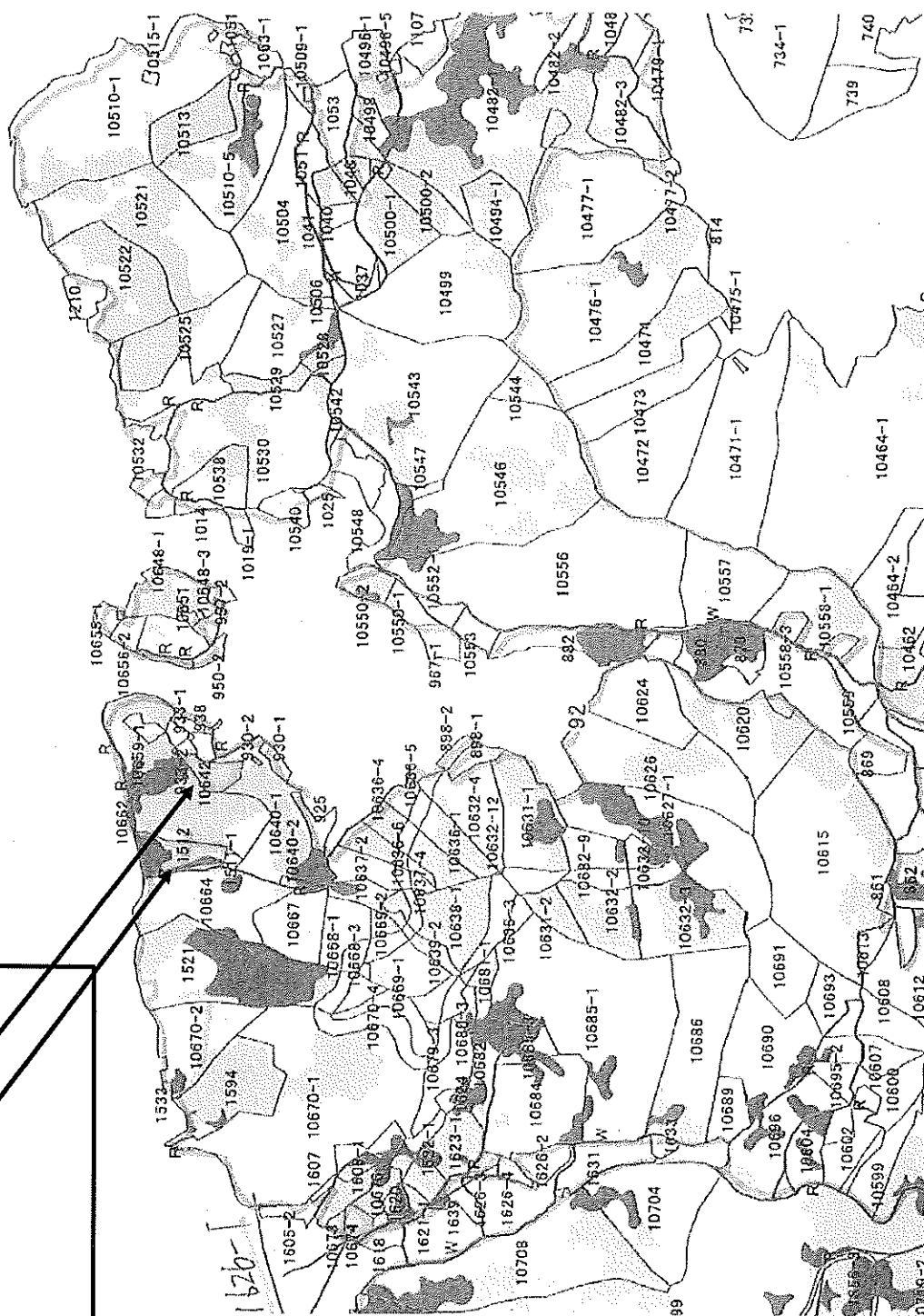
(2. 留意事項)  
○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 〈時期〉  
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- 〈相手方及び方法〉  
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

經營管理權設定区域図

吉舎町安田字平石10642番地  
吉舎町安田字八幡迫1512番地





# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

|                     |              |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                        |                                      |                                                              |                       |    |
|---------------------|--------------|-----------------------|------------|----------------------------|----|----------|----------|----------|--------------|------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------|----|
| 整理番号                | 集262090052   | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | 三次市長 福岡 誠志 | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |    |          |          |          |              |                        |                                      |                                                              |                       |    |
|                     |              | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (氏名又は名称)   | (住所又は所在地)                  |    |          |          |          |              |                        |                                      |                                                              |                       |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |              |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                        |                                      |                                                              |                       |    |
| 番号                  | 所在           | 地番                    | 林班         | 小班                         | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期) | 経営管理権<br>に基づいて<br>行われる経営管理<br>の内容(C) | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 1                   | 吉舎町安田字大久保山ノ北 | 10722-1               | 94         | 5                          | 山林 | 0.09     | スギ       | 89       | 2026.10.1    | 5年間<br>(2031.9.30)     | 別添1 参照                               | 別添2 参照                                                       | 別添3 参照                |    |
| 2                   | 同上           | 同上                    | 同上         | 同上                         | 同上 | 0.28     | ヒノキ      | 89       | 同上           | 同上                     |                                      |                                                              |                       |    |
| 3                   |              |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                        |                                      |                                                              |                       |    |
| 4                   |              |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                        |                                      |                                                              |                       |    |
| 5                   |              |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                        |                                      |                                                              |                       |    |

|                                                                                                                                                              |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|-------------------------|-------|-----|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)                                                                                                                                          |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |       |     |    |
| 番号                                                                                                                                                           | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| 1                                                                                                                                                            |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 2                                                                                                                                                            |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 3                                                                                                                                                            |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 4                                                                                                                                                            |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 5                                                                                                                                                            |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| <div> <div>この計画に同意する。</div> <div>権利の設定を受ける市町村(乙)</div> <div>権利を設定する森林の森林所有者(甲)</div> <div>住 所(同上)</div> <div>三次市長</div> <div>福岡 誠志</div> <div>印</div> </div> |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。 1/5

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）

甲に対して販売収益、伐採等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |              |         |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |                                                                                                                                                          |
|------|--------------|---------|----|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在           | 地番      | 林班 | 小班                    |                                                                                                                                                          |
| 1    | 吉舎町安田字大久保山ノ北 | 10722-1 | 94 | 5                     | ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。<br><br>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| 2    | 同上           | 同上      | 同上 | 同上                    |                                                                                                                                                          |
| 3    |              |         |    |                       |                                                                                                                                                          |
| 4    |              |         |    |                       |                                                                                                                                                          |
| 5    |              |         |    |                       |                                                                                                                                                          |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

| 対象森林 |              |         |    |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法                                                               |
|------|--------------|---------|----|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在           | 地番      | 林班 | 小班 |                                                                                                                              |
| 1    | 吉舎町安田字大久保山ノ北 | 10722-1 | 94 | 5  | (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)<br>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br><br>(2. 留意事項)<br>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 |
| 2    | 同上           | 同上      | 同上 | 同上 |                                                                                                                              |
| 3    |              |         |    |    |                                                                                                                              |
| 4    |              |         |    |    |                                                                                                                              |
| 5    |              |         |    |    |                                                                                                                              |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

〈時期〉

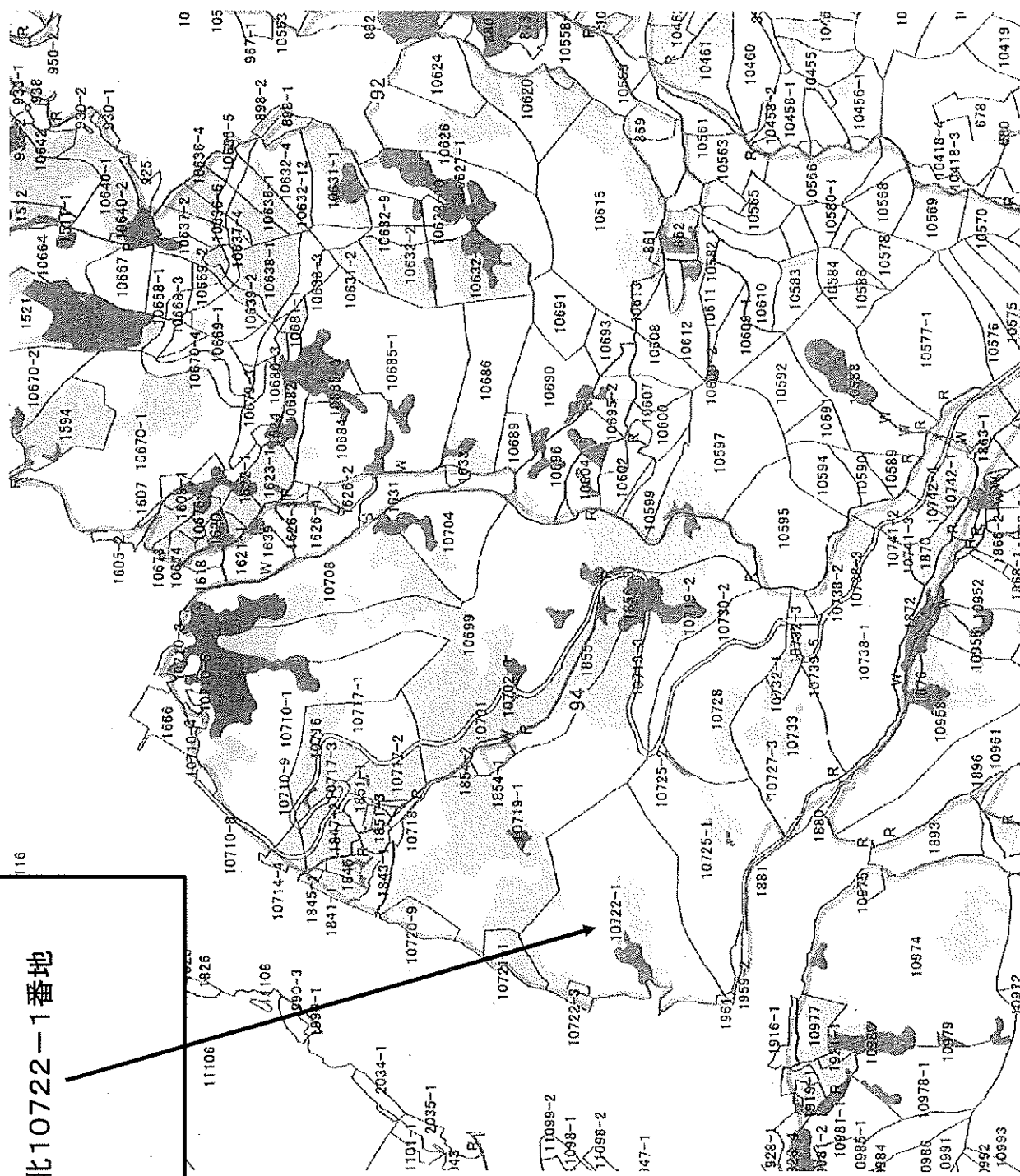
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

# 経営管理権設定区域図

吉舎町安田字大久保山ノ北10722-1番地





# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

|                     |            |                    |                    |                                |                                         |          |          |          |              |                        |                                      |                                                                              |                               |    |
|---------------------|------------|--------------------|--------------------|--------------------------------|-----------------------------------------|----------|----------|----------|--------------|------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----|
| 整理番号                | 集262090053 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙) | 経営管理権の設定を受ける市町村(甲) | (名称)<br>三次市長 福岡 誠志<br>(氏名又は名称) | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号<br>(住所又は所在地) |          |          |          |              |                        |                                      |                                                                              |                               |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                    |                    |                                |                                         |          |          |          |              |                        |                                      |                                                                              |                               |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                 | 林班                 | 小班                             | 地目                                      | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期) | 経営管理権<br>に基づいて<br>行われる経営管理<br>の内容(C) | 木材の販売による収益から伐<br>採等に要する経費を控除して<br>なお利益がある場合において<br>甲に支払われるべき金銭<br>(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時<br>期、相手方及び<br>方法 | 備考 |
| 1                   | 吉舎町安田字平石   | 10597              | 同上                 | 同上                             | 8                                       | 山林       | 0.03     | スギ       | 50           | 5年間<br>(2031.9.30)     | 別添1参照                                | 別添2参照                                                                        | 別添3参照                         |    |
| 2                   | 同上         |                    |                    |                                |                                         | 同上       | 0.20     | ヒノキ      | 50           | 同上                     |                                      |                                                                              |                               |    |
| 3                   |            |                    |                    |                                |                                         |          |          |          |              |                        |                                      |                                                                              |                               |    |
| 4                   |            |                    |                    |                                |                                         |          |          |          |              |                        |                                      |                                                                              |                               |    |
| 5                   |            |                    |                    |                                |                                         |          |          |          |              |                        |                                      |                                                                              |                               |    |

|                               |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
|-------------------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|-------------------------|-------|-----|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)           |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |       |     |    |
| 番号                            | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| 1                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 2                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 3                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 4                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 5                             |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| この計画に同意する。<br>権利の設定を受ける市町村(乙) |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 権利を設定する森林の森林所有者(甲)            |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 住 所(同上)                       |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 三次市長                    | 福岡 誠志 | 印   |    |
| 住 所(同上)                       |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       | 印   |    |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容に記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。 1/5

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、(1)、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。

- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |          |       |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |                                                                                                                                                                 |
|------|----------|-------|----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在       | 地番    | 林班 | 小班                    |                                                                                                                                                                 |
| 1    | 吉舎町安田字平石 | 10597 | 92 | 8                     | <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> |
| 2    | 同上       | 同上    | 同上 | 同上                    |                                                                                                                                                                 |
| 3    |          |       |    |                       |                                                                                                                                                                 |
| 4    |          |       |    |                       |                                                                                                                                                                 |
| 5    |          |       |    |                       |                                                                                                                                                                 |

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

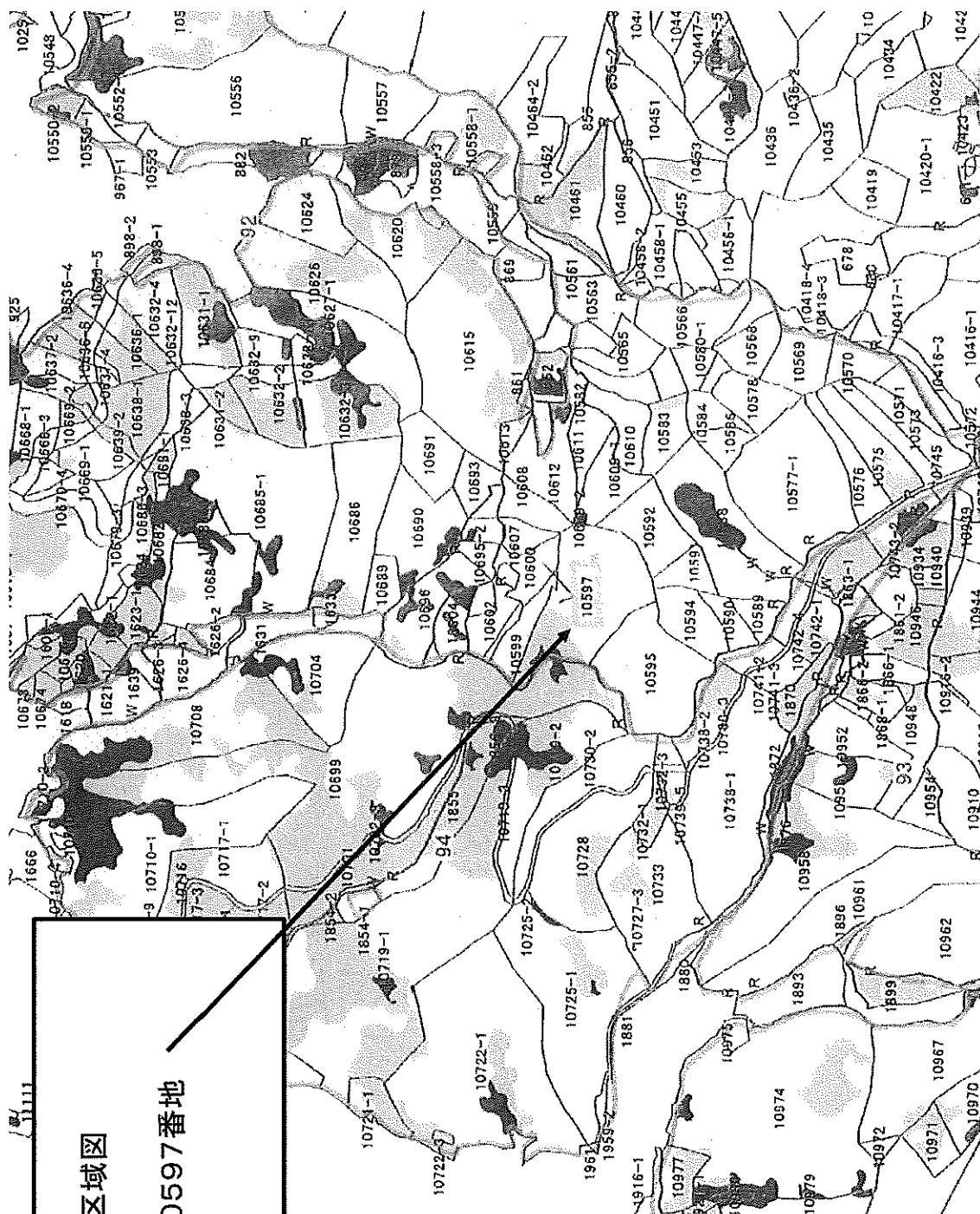
| 対象森林 |          |       |    |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法                                                                              |
|------|----------|-------|----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在       | 地番    | 林班 | 小班 |                                                                                                                                             |
| 1    | 吉舎町安田字平石 | 10597 | 92 | 8  | <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> |
| 2    | 同上       | 同上    | 同上 | 同上 |                                                                                                                                             |
| 3    |          |       |    |    |                                                                                                                                             |
| 4    |          |       |    |    |                                                                                                                                             |
| 5    |          |       |    |    |                                                                                                                                             |

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 〈時期〉
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- 〈相手方及び方法〉
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

經營管理權設定区域図

吉舎町安田字平石10597番地





経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |            |                       |            |    |    |           |                   |      |                   |                 |                                                              |                       |    |
|---------------------|------------|-----------------------|------------|----|----|-----------|-------------------|------|-------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------|----|
| 整理番号                | 集262090054 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | 三次市長 福岡 誠志 |    |    | (所在地)     | 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |      |                   |                 |                                                              |                       |    |
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (氏名又は名称)   |    |    | (住所又は所在地) |                   |      |                   |                 |                                                              |                       |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |            |    |    |           |                   |      |                   |                 |                                                              |                       |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班         | 小班 | 地目 | 面積ha      | 現況樹種              | 現況林齢 | 経営管理権の存続期間(終期)(B) | 経営管理権の内容及び内容(C) | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 1                   | 吉舎町安田字明雲山  | 11003                 | 94         | 10 | 山林 | 0.47      | スギ                | 56   | 5年間(2031.9.30)    | 別添1参照           | 別添2参照                                                        | 別添3参照                 |    |
| 2                   | 同上         | 同上                    | 同上         | 同上 | 同上 | 0.09      | ヒノキ               | 48   | 同上                |                 |                                                              |                       |    |
| 3                   |            |                       |            |    |    |           |                   |      |                   |                 |                                                              |                       |    |
| 4                   |            |                       |            |    |    |           |                   |      |                   |                 |                                                              |                       |    |
| 5                   |            |                       |            |    |    |           |                   |      |                   |                 |                                                              |                       |    |

|                               |    |    |    |    |    |      |      |      |         |                         |       |     |    |                       |
|-------------------------------|----|----|----|----|----|------|------|------|---------|-------------------------|-------|-----|----|-----------------------|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)           |    |    |    |    |    |      |      |      |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |       |     | 備考 |                       |
| 番号                            | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類 | 同意印 |    |                       |
| 1                             |    |    |    |    |    |      |      |      |         |                         |       |     |    |                       |
| 2                             |    |    |    |    |    |      |      |      |         |                         |       |     |    |                       |
| 3                             |    |    |    |    |    |      |      |      |         |                         |       |     |    |                       |
| 4                             |    |    |    |    |    |      |      |      |         |                         |       |     |    |                       |
| 5                             |    |    |    |    |    |      |      |      |         |                         |       |     |    |                       |
| この計画に同意する。<br>権利の設定を受ける市町村(乙) |    |    |    |    |    |      |      |      |         |                         |       |     |    | 住 所 (同上) 三次市長 福岡 誠志 印 |
| 権利を設定する森林の森林所有者(甲)            |    |    |    |    |    |      |      |      |         |                         |       |     |    | 住 所 (同上) 印            |

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造立並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）

甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |           |       |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |                                                                                                                                                             |
|------|-----------|-------|----|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在        | 地番    | 林班 | 小班                    |                                                                                                                                                             |
| 1    | 吉舎町安田字明雲山 | 11003 | 94 | 10                    | ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。<br><br>○ 乙は、火災、害虫、病虫雪及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| 2    | 同上        | 同上    | 同上 | 同上                    |                                                                                                                                                             |
| 3    |           |       |    |                       |                                                                                                                                                             |
| 4    |           |       |    |                       |                                                                                                                                                             |
| 5    |           |       |    |                       |                                                                                                                                                             |

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

| 対象森林 |           |       |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 |                                                                                                                              |
|------|-----------|-------|----|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在        | 地番    | 林班 | 小班                                                             |                                                                                                                              |
| 1    | 吉舎町安田字明雲山 | 11003 | 94 | 10                                                             | (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)<br>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br><br>(2. 留意事項)<br>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 |
| 2    | 同上        | 同上    | 同上 | 同上                                                             |                                                                                                                              |
| 3    |           |       |    |                                                                |                                                                                                                              |
| 4    |           |       |    |                                                                |                                                                                                                              |
| 5    |           |       |    |                                                                |                                                                                                                              |

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- (時期)  
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- (相手方及び方法)  
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

加那町安田字明雲山1003番地



経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                                |                               |    |
|---------------------|------------|-----------------------|------------|----------------------------|----|----------|----------|----------|--------------|-------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----|
| 整理番号                | 集262090055 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | 三次市長 福岡 誠志 | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                                |                               |    |
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (氏名又は名称)   | (住所又は所在地)                  |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                                |                               |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                                |                               |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班         | 小班                         | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて<br>行われる経営管理<br>の内容(C) | 木材の販売による収益から伐<br>採等に要する経費を控除して<br>甲におお利益がある場合において<br>甲に支払われるべき金銭<br>(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法 | 備考 |
| 1                   | 吉舎町安田字平石   | 10659-1               | 92         | 9                          | 山林 | 0.03     | スギ       | 56       | 2026.10.1    | 5年間<br>(2031.9.30)            | 別添1参照                            | 別添2参照                                                                          | 別添3参照                         |    |
| 2                   | 同上         | 同上                    | 同上         | 同上                         | 同上 | 0.22     | ヒノキ      | 56       | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                                |                               |    |
| 3                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                                |                               |    |
| 4                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                                |                               |    |
| 5                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                                |                               |    |

|                     |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
|---------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|-------------------------|-------|-----|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |       |     |    |
| 番号                  | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| 1                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 2                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 3                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 4                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 5                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所 (同上) 三次市長 福岡 誠志 印

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 (同上) 印

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。 1/5

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対してても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に

設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）

甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |          |         |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|------|----------|---------|----|-----------------------|
| 番号   | 所在       | 地番      | 林班 | 小班                    |
| 1    | 吉舎町安田字平石 | 10659-1 | 92 | 9                     |
| 2    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上                    |
| 3    |          |         |    |                       |
| 4    |          |         |    |                       |
| 5    |          |         |    |                       |

○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。

○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

| 対象森林 |          |         |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 |
|------|----------|---------|----|----------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在       | 地番      | 林班 | 小班                                                             |
| 1    | 吉舎町安田字平石 | 10659-1 | 92 | 9                                                              |
| 2    | 同上       | 同上      | 同上 | 同上                                                             |
| 3    |          |         |    |                                                                |
| 4    |          |         |    |                                                                |
| 5    |          |         |    |                                                                |

(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)  
○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

(2. 留意事項)  
○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 〈時期〉  
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- 〈相手方及び方法〉  
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

指金町安田字平石10659—1番地





経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |            |                       |            |    |                            |                                                              |
|---------------------|------------|-----------------------|------------|----|----------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 整理番号                | 集262090056 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | 三次市長 福岡 誠志 |    | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |                                                              |
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (氏名又は名称)   |    | (住所又は所在地)                  |                                                              |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |            |    |                            |                                                              |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班         | 小班 | 地目                         | 面積<br>ha                                                     |
|                     |            |                       |            |    |                            | 現況<br>樹種                                                     |
|                     |            |                       |            |    |                            | 現況<br>林齢                                                     |
|                     |            |                       |            |    |                            | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B)                                |
|                     |            |                       |            |    |                            | 経営管理権<br>の内容(C)                                              |
|                     |            |                       |            |    |                            | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 |
|                     |            |                       |            |    |                            | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法                                        |
|                     |            |                       |            |    |                            | 備考                                                           |
| 1                   | 吉舎町安田字寺迫ノ西 | 10704                 | 94         | 1  | 山林                         | 0.07                                                         |
| 2                   | 同上         | 同上                    | 同上         | 同上 | 同上                         | 同上                                                           |
| 3                   |            |                       |            |    |                            |                                                              |
| 4                   |            |                       |            |    |                            |                                                              |
| 5                   |            |                       |            |    |                            |                                                              |

|                                                                                                                   |    |    |    |    |    |          |                         |          |         |        |       |     |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|----|----------|-------------------------|----------|---------|--------|-------|-----|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)                                                                                               |    |    |    |    |    |          | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |          |         |        |       |     |    |
| 番号                                                                                                                | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種                | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| 1                                                                                                                 |    |    |    |    |    |          |                         |          |         |        |       |     |    |
| 2                                                                                                                 |    |    |    |    |    |          |                         |          |         |        |       |     |    |
| 3                                                                                                                 |    |    |    |    |    |          |                         |          |         |        |       |     |    |
| 4                                                                                                                 |    |    |    |    |    |          |                         |          |         |        |       |     |    |
| 5                                                                                                                 |    |    |    |    |    |          |                         |          |         |        |       |     |    |
| この計画に同意する。<br>権利の設定を受ける市町村(乙)<br>三次市長 福岡 誠志 印<br>権利を設定する森林の森林所有者(甲)<br>住所(同上) 三次市長 福岡 誠志 印<br>住所(同上) 三次市長 福岡 誠志 印 |    |    |    |    |    |          |                         |          |         |        |       |     |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林の経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |            |       |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |                                                                                                                                                      |
|------|------------|-------|----|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在         | 地番    | 林班 | 小班                    |                                                                                                                                                      |
| 1    | 吉舎町安田字寺迫ノ西 | 10704 | 94 | 1                     | ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。<br>○ 乙は、火災、害虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| 2    | 同上         | 同上    | 同上 | 同上                    |                                                                                                                                                      |
| 3    |            |       |    |                       |                                                                                                                                                      |
| 4    |            |       |    |                       |                                                                                                                                                      |
| 5    |            |       |    |                       |                                                                                                                                                      |

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合に甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

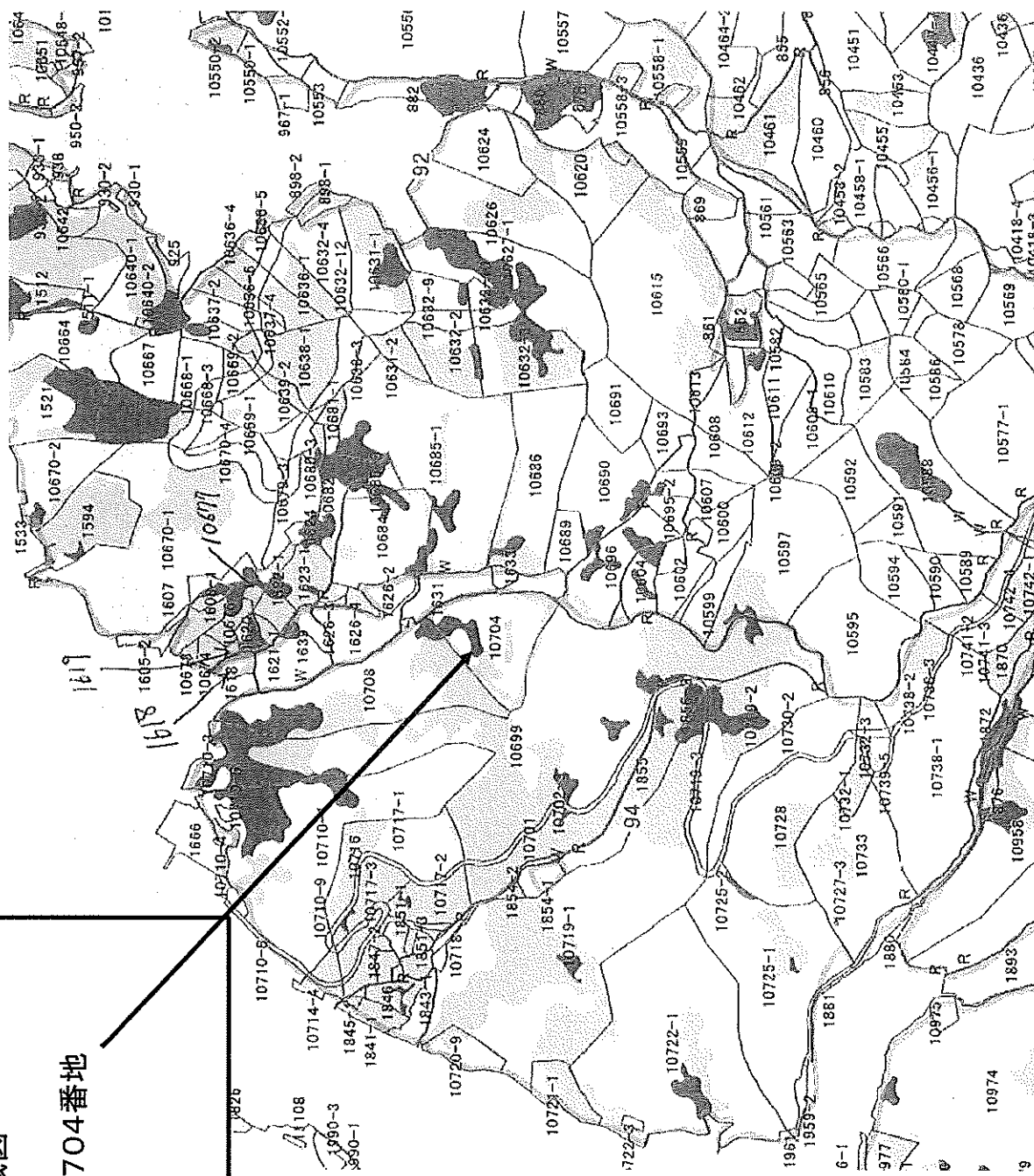
| 対象森林 |            |       |    |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合に甲に支払われるべき金銭<br>(D) の額の算定方法<br><br>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)<br>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br><br>(2. 留意事項)<br>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 |
|------|------------|-------|----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在         | 地番    | 林班 | 小班 |                                                                                                                                                                                                    |
| 1    | 吉舎町安田字寺迫ノ西 | 10704 | 94 | 1  |                                                                                                                                                                                                    |
| 2    | 同上         | 同上    | 同上 | 同上 |                                                                                                                                                                                                    |
| 3    |            |       |    |    |                                                                                                                                                                                                    |
| 4    |            |       |    |    |                                                                                                                                                                                                    |
| 5    |            |       |    |    |                                                                                                                                                                                                    |

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 〈時期〉  
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- 〈相手方及び方法〉  
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

# 經營管理權設定区域図

吉舎町安田字寺迫ノ西10704番地





経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
|---------------------|------------|-----------------------|------------|----------------------------|----|----------|----------|----------|--------------|-------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----|
| 整理番号                | 集262090057 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | 三次市長 福岡 誠志 | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (氏名又は名称)   | (住所又は所在地)                  |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班         | 小班                         | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて<br>行われる経営管理<br>の内容(C) | 木材の販売による収益から伐<br>採等に要する経費を控除して<br>なお利益がある場合において<br>甲に支払われるべき金銭<br>(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時<br>期、相手方及び方法 | 備考 |
| 1                   | 吉舎町安田字国末山  | 10981-1               | 94         | 8                          | 山林 | 0.22     | スギ       | 84       | 2026.10.1    | 5年間<br>(2031.9.30)            | 別添1参照                            | 別添2参照                                                                        | 別添3参照                     |    |
| 2                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 3                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 4                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 5                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |

|                                                                                                    |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|-------------------------|-------|-----|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)                                                                                |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |       |     |    |
| 番号                                                                                                 | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| 1                                                                                                  |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 2                                                                                                  |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 3                                                                                                  |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 4                                                                                                  |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 5                                                                                                  |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| [この計画に同意する。<br>権利の設定を受ける市町村(乙)<br><br>権利を設定する森林の森林所有者(甲)<br><br>住 所(同上) 三次市長 福岡 誠志 印<br>住 所(同上) 印] |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるところのほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造立並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）

甲に対して販売収益、伐採等に係る明細書を通知するものとする。

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- (10) 損害の賠償

- (11) 英方は實に及んで消滅せざるを期し、

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

- (13) 経営管理実施権配分計画の作成

- (14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |           |         |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |                                                                                                                                                                 |
|------|-----------|---------|----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在        | 地番      | 林班 | 小班                    |                                                                                                                                                                 |
| 1    | 吉舎町安田字国末山 | 10981-1 | 94 | 8                     | <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> |
| 2    |           |         |    |                       |                                                                                                                                                                 |
| 3    |           |         |    |                       |                                                                                                                                                                 |
| 4    |           |         |    |                       |                                                                                                                                                                 |
| 5    |           |         |    |                       |                                                                                                                                                                 |

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

| 対象森林 |           |         |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 |                                                                                                                                             |
|------|-----------|---------|----|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在        | 地番      | 林班 | 小班                                                             |                                                                                                                                             |
| 1    | 吉舎町安田字国末山 | 10981-1 | 94 | 8                                                              | <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> |
| 2    |           |         |    |                                                                |                                                                                                                                             |
| 3    |           |         |    |                                                                |                                                                                                                                             |
| 4    |           |         |    |                                                                |                                                                                                                                             |
| 5    |           |         |    |                                                                |                                                                                                                                             |

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 〈時期〉
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- 〈相手方及び方法〉
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

扣金町安田字国末山10981-1番地





経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |            |                       |            |        |            |                     |                   |       |           |                   |                          |                                                              |                       |    |
|---------------------|------------|-----------------------|------------|--------|------------|---------------------|-------------------|-------|-----------|-------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------|----|
| 整理番号                | 集262090058 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | 三次市長 福岡 誠志 | (名称)   | 三次市長 福岡 誠志 | (所在地)               | 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |       |           |                   |                          |                                                              |                       |    |
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (氏名又は名称)   | 迫江治吉 外 | (住所又は所在地)  | 広島県三次市吉舎町安田1178番地 外 |                   |       |           |                   |                          |                                                              |                       |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |            |        |            |                     |                   |       |           |                   |                          |                                                              |                       |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班         | 小班     | 地目         | 面積 ha               | 現況 樹種             | 現況 林齢 | 経営管理権の始期  | 経営管理権の存続期間(終期)(B) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C) | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 1                   | 吉舎町安田字大山   | 10844-4               | 93         | 4      | 山林         | 0.17                | ヒノキ               | 53    | 2026.10.1 | 5年間(2031.9.30)    | 別添1 参照                   | 別添2 参照                                                       | 別添3 参照                |    |
| 2                   |            |                       |            |        |            |                     |                   |       |           |                   |                          |                                                              |                       |    |
| 3                   |            |                       |            |        |            |                     |                   |       |           |                   |                          |                                                              |                       |    |
| 4                   |            |                       |            |        |            |                     |                   |       |           |                   |                          |                                                              |                       |    |
| 5                   |            |                       |            |        |            |                     |                   |       |           |                   |                          |                                                              |                       |    |

|                                                         |    |    |    |    |    |       |       |       |         |                         |       |     |    |  |
|---------------------------------------------------------|----|----|----|----|----|-------|-------|-------|---------|-------------------------|-------|-----|----|--|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)                                     |    |    |    |    |    |       |       |       |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |       |     |    |  |
| 番号                                                      | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況 林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |  |
| 1                                                       |    |    |    |    |    |       |       |       |         |                         |       |     |    |  |
| 2                                                       |    |    |    |    |    |       |       |       |         |                         |       |     |    |  |
| 3                                                       |    |    |    |    |    |       |       |       |         |                         |       |     |    |  |
| 4                                                       |    |    |    |    |    |       |       |       |         |                         |       |     |    |  |
| 5                                                       |    |    |    |    |    |       |       |       |         |                         |       |     |    |  |
| この計画に同意する。<br>権利の設定を受ける市町村(乙)<br><br>権利を設定する森林の森林所有者(甲) |    |    |    |    |    |       |       |       |         |                         |       |     |    |  |
| 住 所 (同上)                                                |    |    |    |    |    |       |       |       |         | 三次市長 福岡 誠志              | 印     |     |    |  |
| 住 所 (同上)                                                |    |    |    |    |    |       |       |       |         | (別 紙)                   | 印     |     |    |  |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。 1/5

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）

甲に対して販売収益、伐採等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が生所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |          |         |       | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容                                                        |
|------|----------|---------|-------|------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在       | 地番      | 林班 小班 |                                                                              |
| 1    | 吉舎町安田字大山 | 10844-4 | 93 4  | ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 |
| 2    |          |         |       | ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。         |
| 3    |          |         |       |                                                                              |
| 4    |          |         |       |                                                                              |
| 5    |          |         |       |                                                                              |

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

| 対象森林 |          |         |       | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法          |
|------|----------|---------|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在       | 地番      | 林班 小班 |                                                                         |
| 1    | 吉舎町安田字大山 | 10844-4 | 93 4  | (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)<br>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 |
| 2    |          |         |       | (2. 留意事項)<br>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。                           |
| 3    |          |         |       |                                                                         |
| 4    |          |         |       |                                                                         |
| 5    |          |         |       |                                                                         |

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 〈時期〉
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- 〈相手方及び方法〉
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

吉舎町安田字大山10844—4番地





経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |            |                       |    |    |    |                    |          |                            |              |                               |                                  |                                                                              |                               |    |
|---------------------|------------|-----------------------|----|----|----|--------------------|----------|----------------------------|--------------|-------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----|
| 整理番号                | 集262090059 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    |    |    |    | (名称)<br>三次市長 福岡 誠志 |          | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |              |                               |                                  |                                                                              |                               |    |
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) |    |    |    | (氏名又は名称)           |          | (住所又は所在地)                  |              |                               |                                  |                                                                              |                               |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |    |    |    |                    |          |                            |              |                               |                                  |                                                                              |                               |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha           | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢                   | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて<br>行われる経営管理<br>の内容(C) | 木材の販売による収益から伐<br>採等に要する経費を控除して<br>なお利益がある場合において<br>甲に支払われるべき金銭<br>(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時<br>期、相手方及<br>び方法 | 備考 |
| 1                   | 吉舎町安田字大山   | 10843                 | 93 | 4  | 山林 | 0.11               | スギ       | 46                         | 2026.10.1    | 5年間<br>(2031.9.30)            | 別添1参照                            | 別添2参照                                                                        | 別添3参照                         |    |
| 2                   | 同上         | 同上                    | 同上 | 同上 | 同上 | 0.11               | ヒノキ      | 46                         | 同上           | 同上                            |                                  |                                                                              |                               |    |
| 3                   |            |                       |    |    |    |                    |          |                            |              |                               |                                  |                                                                              |                               |    |
| 4                   |            |                       |    |    |    |                    |          |                            |              |                               |                                  |                                                                              |                               |    |
| 5                   |            |                       |    |    |    |                    |          |                            |              |                               |                                  |                                                                              |                               |    |

|                                                         |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |            |     |    |
|---------------------------------------------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|-------------------------|------------|-----|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)                                     |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |            |     |    |
| 番号                                                      | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類      | 同意印 | 備考 |
| 1                                                       |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |            |     |    |
| 2                                                       |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |            |     |    |
| 3                                                       |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |            |     |    |
| 4                                                       |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |            |     |    |
| 5                                                       |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |            |     |    |
| この計画に同意する。<br>権利の設定を受ける市町村(乙)<br><br>権利を設定する森林の森林所有者(甲) |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |            |     |    |
|                                                         |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 住 所 (同上)                | 三次市長 福岡 誠志 | 印   |    |
|                                                         |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 住 所 (同上)                |            | 印   |    |

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。  
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。  
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対して、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）

甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |          |       |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |                                                                                                                                                          |
|------|----------|-------|----|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在       | 地番    | 林班 | 小班                    |                                                                                                                                                          |
| 1    | 吉舎町安田字大山 | 10843 | 93 | 4                     | ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。<br><br>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| 2    | 同上       | 同上    | 同上 | 同上                    |                                                                                                                                                          |
| 3    |          |       |    |                       |                                                                                                                                                          |
| 4    |          |       |    |                       |                                                                                                                                                          |
| 5    |          |       |    |                       |                                                                                                                                                          |

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

| 対象森林 |          |       |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 |                                                                                                                              |
|------|----------|-------|----|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号   | 所在       | 地番    | 林班 | 小班                                                             |                                                                                                                              |
| 1    | 吉舎町安田字大山 | 10843 | 93 | 4                                                              | (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)<br>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。<br><br>(2. 留意事項)<br>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 |
| 2    | 同上       | 同上    | 同上 | 同上                                                             |                                                                                                                              |
| 3    |          |       |    |                                                                |                                                                                                                              |
| 4    |          |       |    |                                                                |                                                                                                                              |
| 5    |          |       |    |                                                                |                                                                                                                              |

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- 〈時期〉
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- 〈相手方及び方法〉
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

吉舎町安田字大山10843番地





経営管理権集積計画

1 個別事項

|                     |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
|---------------------|------------|-----------------------|------------|----------------------------|----|----------|----------|----------|--------------|-------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----|
| 整理番号                | 集262090060 | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙)    | 三次市長 福岡 誠志 | (所在地)<br>広島県三次市十日市中二丁目8番1号 |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
|                     |            | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | (氏名又は名称)   | (住所又は所在地)                  |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 番号                  | 所在         | 地番                    | 林班         | 小班                         | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 経営管理権<br>の始期 | 経営管理権<br>の存続期間<br>(終期)<br>(B) | 経営管理権に基づいて<br>行われる経営管理<br>の内容(C) | 木材の販売による収益から伐<br>採等に要する経費を控除して<br>なお利益がある場合において<br>甲に支払われるべき金銭<br>(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時<br>期、相手方及び方法 | 備考 |
| 1                   | 古舎町安田字大山   | 10926                 | 93         | 7                          | 山林 | 0.24     | ヒノキ      | 48       | 2026.10.1    | 5年間<br>(2031.9.30)            | 別添1参照                            | 別添2参照                                                                        | 別添3参照                     |    |
| 2                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 3                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 4                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |
| 5                   |            |                       |            |                            |    |          |          |          |              |                               |                                  |                                                                              |                           |    |

|                     |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
|---------------------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|-------------------------|-------|-----|----|
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) |    |    |    |    |    |          |          |          |         | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) |       |     |    |
| 番号                  | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積<br>ha | 現況<br>樹種 | 現況<br>林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称                  | 権原の種類 | 同意印 | 備考 |
| 1                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 2                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 3                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 4                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |
| 5                   |    |    |    |    |    |          |          |          |         |                         |       |     |    |

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 (同上) 三次市長 福岡 誠志 印

住 所 (同上) 印

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。 1/5

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入れさせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 |          |       |    |    | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容                                                                                                                                                   |  |
|------|----------|-------|----|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 番号   | 所在       | 地番    | 林班 | 小班 | <div>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</div> <div>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</div> |  |
| 1    | 吉舎町安田字大山 | 10926 | 93 | 7  |                                                                                                                                                                         |  |
| 2    |          |       |    |    |                                                                                                                                                                         |  |
| 3    |          |       |    |    |                                                                                                                                                                         |  |
| 4    |          |       |    |    |                                                                                                                                                                         |  |
| 5    |          |       |    |    |                                                                                                                                                                         |  |

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合に甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

| 対象森林 |          |       |    |    | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合に甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法                                                                                                 |  |
|------|----------|-------|----|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 番号   | 所在       | 地番    | 林班 | 小班 | <div>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</div> <div>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</div> <div>(2. 留意事項)</div> <div>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</div> |  |
| 1    | 吉舎町安田字大山 | 10926 | 93 | 7  |                                                                                                                                                             |  |
| 2    |          |       |    |    |                                                                                                                                                             |  |
| 3    |          |       |    |    |                                                                                                                                                             |  |
| 4    |          |       |    |    |                                                                                                                                                             |  |
| 5    |          |       |    |    |                                                                                                                                                             |  |

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- (時期)
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
- (相手方及び方法)
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

# 経営管理権設定区域図

吉舎町安田字大山10926番地

